

平成22年(行コ)第269号 ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟控訴事件  
控訴人 柏村忠志外19名  
被控訴人 茨城県知事外1名

証拠説明書 (甲B第114~126号証)

平成23年1月28日

東京高等裁判所民事第10部 御中

人ら訴訟代理人弁護士 谷萩陽一

号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
甲B第114号証の1~3	東京新聞平成21年11月27日付朝刊1.28.29面	写	H21.11.27	東京新聞社
	立証趣旨			
	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「最大流量は過大」、「『ハッ場』前提崩壊?」「利根川水系川岸を歩く」などの見出しの下において、「堤防改修工事の大半は手付かず」との趣旨の報道を3つの紙面にわたって行っている事実を証する。同紙は、記者を現地に派遣し、上流の改修状況を確認した上で、八斗島地点毎秒2万2000m <sup>3</sup> のための上流の改修工事は行われていないと報じているものである。			
号証		(原本・写しの別)	作成年月日	作成者
同第115号証	東京新聞平成22年1月12日付朝刊24面	写	H22.1.12	東京新聞社
	立証趣旨			
	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「利根川・最大流量算出法に疑問」―「『ハッ場』揺らぐ根拠」、「保水力54流域とも同一値」、「前提の堤防工事『仮設定』との見出しの下で、ハッ場ダム建設の基礎となっている利根川の基本高水のピーク流量の計算手法に対して強い疑問を投げかける報道を行った事実を証する。そして、併せて、同紙の取材に対して、関東地方整備局の河川計画課は、上流域での河川改修は、「『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したもの」と回答したことであり、同紙は、「八斗島上流域の氾濫防止のための堤防嵩上げ改修工事については、現実の計画ではなく、計算のための仮設定であることも判明した」と報じている。これにより、利根川の基本高水のピーク流量毎秒2万2000m <sup>3</sup> の前提となっている上流の改修計画は不存在であることを証する。			
号証	標目	(原本・写しの別)	作成年月日	作成者

	行政文書開示請求書	原本	H21.11.27	嶋津暉之
立 証 趣 旨				
同第116号証の1	本訴訟の原告団である嶋津暉之氏が、以下の行政文書の開示請求を行った事実を証する。即ち、「平成20年1月10日付けで関東地方整備局から、さいたま地方裁判所へ提出された「調査嘱託書について(回答)」(別紙のとおり)の「河道横断位置模式図」における13地点「C1、E1等」の河道横断位置の場所を示した地図および、その13地点の河道横断測量結果。要するに、関東地方整備局が、八斗島地点毎秒2万2000m <sup>3</sup> の流出計算を行うに当たって、その前提となっている13の河道断面の場所を特定する資料、及び当該場所の河道断面図の資料開示を求めたものである。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	さいたま地裁の調査嘱託に対して関東地整から提出された回答の標題部と「別紙」2頁	写	H20.1.10	国土交通省関東地方整備局
同第116号証の2	立 証 趣 旨			
	上記、甲B第116号証の1の行政文書開示請求書によって行った情報公開請求において、利根川上流域での13地点の河道断面の位置を特定するため、関東地方整備局の回答文書の一部抜粋を、開示請求書に添付したものである。			
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	行政文書開示決定通知書	原本	H22.1.28	国土交通省関東地方整備局
同第117号証の1	立 証 趣 旨			
	上記、甲B第116号証の行政文書開示請求書によって行った情報公開請求に対して、関東地方整備局が文書の開示を行った事実を証する。その開示は、添付の別紙(甲B第117号証の2)並びに開示図面等によって行われている。			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第117号 証の2	「行政文書開示決定通知書」の別紙	原本	前同	国土交通省関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
	関東地方整備局は、嶋津が開示請求した13地点について、利根川本川の5箇所、吾妻川の1箇所、鎌川の1箇所、烏川の2箇所、神流川の1箇所の合計10箇所については、それらの場所の利根川河口や、各合流点からの距離を示し、また当該箇所の各図面を開示してきたが、3箇所については、開示をしてこなかった事実を証する。開示をしてこなかった3箇所は、烏川上流部（「L1」）、碓氷川（「M1」）、井野川（「Q1」）である。関東地方整備局は、上記の3箇所を含めて、利根川の基本高水流量を算定しているのであるが、3箇所については、河道断面図すら保管していない事実を証する。			
号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第118号 証	公文書不存在決定通知書	原本	H22.2.3	群馬県
	立 証 趣 旨			
	嶋津暉之氏は、関東地方整備局からの上記の10地点の位置等の情報開示を受けて、そのうち群馬県の河川管理区間となっている7箇所について、即ち、利根川本川5箇所、吾妻川1箇所、鎌川1箇所について、「計画断面図」の開示請求を行つたが、群馬県は、「当該箇所にて河川改修計画がないため、計画断面図を作成していない」として、文書不存在の決定通知をなしてきた事実を証する。これに併せて、国交省が計画している毎秒2万2000m <sup>3</sup> 計画のための上流の改修計画は、全く存在しないことを証する。			
号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第119号 証	「関東地方整備局からの茨城県知事宛の回答」の抜粋（標題部と11頁）	写	H20.9.1	国土交通省関東地方整備局
	立 証 趣 旨			
	上記の標題の文書は、関東地方整備局から茨城県知事宛に提出されているところ、その中に、利根川の基本高水のピーク流量を算出するに当たって使用されている「貯留関数法」についての解説がなされている。貯留関数法の考え方は、「流域内に降った雨がその流域に貯留され、その貯留量に応じて流出量が決まる」と考えて、流出量を推計する手法である。」とされているところである。上記「回答」により、貯留関数法の概要を証する。			

号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第120号 証	藤枝基久「水源かん養機能の指標」(社)大日本山林会発行月刊「山林」1495号所収)		月刊「山林」発刊日 08年12月	(独)森林総合研究所 藤枝基久
	立 証 趣 旨			
藤枝基久氏は、独立行政法人・森林総合研究所所属の研究員であるが、上記の論考は、同じく同氏が執筆した、甲B第121号証の論考の要約版であり、平易な解説ともいべき作品である。立証趣旨は重なるので、次の号証で述べるところでこれを兼ねるものである。				
号 証	標 目	(原本・写しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
同第121号 証	藤枝基久「森林流域の保水容量と流域貯留量」 ((独)森林総合研究所 研究報告第403号所収)		研究報告発刊日 07年6月	(独)森林総合研究所 藤枝基久
	立 証 趣 旨			
藤枝基久氏の、上記標目の論文は、森林総合研究所の定期刊行物である「研究報告403号」に搭載されている論文である。この論旨はこれまでの国内調査等のデータに基づいて、「森林流域は降雨中に雨水をどれだけ流域内に一時的に貯留できるか」を究明したものであるが、こうした検討の結果、藤枝氏は、「孔隙量と土壤深の積として定義される保水容量は200~500mmの範囲にあり、それは土層の規模により決まる。総降雨量と損失雨量の関係より求まる流域貯留量は50~250mmの範囲にあり、表層地質と土壤型により異なる。」とし、「……これらの結果より、森林流域の保水容量はわが国の多目的ダムの平均有効貯水容量(相当雨量)よりも多く、流域貯留量は洪水調節量とほぼ同じであることが分かった。」(冒頭の要約)とするものである。そして、多目的ダムの「洪水調節容量は127mm」であるとされている(同論文109頁左列)。したがって、全国の平均的な流域貯留量は約130mmだということになる。以上の事実を証する。なお、これに加えて、利根川上流域の右支川宝川上流域における流域貯留量は、別表1のデータから、約130mmであることも証するものである。				

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	東京新聞平成22年1月16 日付朝刊3. 26. 27面	写	H22.1.16	東京新聞社
立 証 趣 旨				
同第122号 証の1~3				
	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「森林貯水力、過少に試算」(3面)、「飽和雨量を過少設定」「森林なのに水田以下扱い」(26面)、「最大流量4割減も」(27面)などの見出しの下に、拓殖大学の関良基氏は、「普通の森林土壌は130ミリ程度の雨水を貯めることができる。八斗島上流域は、緑豊かな地域、森林をすべて伐採しない限り、飽和雨量が48mmということはあり得ない。」などの見解を示したとの事実を報道したこと。また、長野県の河川計画においても、浅川の事例を除くと、他の有力河川での飽和雨量は90~110mmに設定されていることなどの事実を報道し、ダム建設設計画が絡むと、ダムを造るために数字操作が行われる疑いがある、との報道を行った事実を証する。			
号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	東京新聞平成22年3月7 日付朝刊月7日付朝刊2 6. 27面	写	H22.3.7	東京新聞社
立 証 趣 旨				
同第123号 証の1. 2				
	東京新聞が、上記日付の朝刊において、「一次流出率、飽和雨量 数値に疑問」「保水力は裸地以下?」(26面)、「実測値から再計算を」(27面)との見出しの下に、鈴木雅一氏への取材を行い、同氏は、その取材において、2月8日の第4回「有識者会議」で見解表明したところにしたがって、利根川の最大流量の算出に使われた一次流出率が大きすぎ、飽和雨量は小さすぎるのではないかとの説明がなされた事実を報じていること。そして、森林総合研究所の藤枝基久氏も、「利根川上流部は実測データに基づき、飽和雨量は少なく見積もっても100ミリで再計算することが望ましい」との見解を表明している事実を証する。さらに、同紙は、3月1日の衆議院予算委員会で、前原大臣が、最大流量に関連し、「前提条件すべてを見直していくことを、有識者会議の中で議論していただいている」との見解を表明していることを報じた事実を証する。			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	配付資料「委員からの意 見」	写	H22.3.8	東京大学大学院教授 鈴木雅一
立 証 趣 旨				
鈴木雅一氏は、現在、東京大学大学院農学生命科学研究科教授の地位にあるが、これまで、森林土壤や森林植生の持つ保水機能や洪水調節機能等についての論文多数を著してきた研究者である。その鈴木氏は、国土交通大臣の下に設置された「今後の治水のあり方に関する有識者会議」の委員を務めているが、同氏は、その「第4回有識者会議」において、国内においては、かつてのハゲ山などの荒廃山地は、1970年代にそのほとんどが植生を回復させており(8頁)、こうした森林の回復等により、人身灾害や土砂灾害は明確に減少傾向にあるとの見解を記述(3頁)していること。また、「治水計画を過大にする要素」(6頁)についても言及し、「『個別ダムの検証の基準』について」と題する部分において、「治水計画を過大にする要素が含まれる基本計画等の再検討」という課題も取り上げ、その具体事例として利根川の基本高水流量を取り上げている。そして、最終頁(20頁)において、利根川の一次流出率、飽和雨量は鈴木が知るハゲ山の裸地斜面の流出より大きい出水をもたらす。・この定数表を他の降雨事例の出水予測に用いることは、困難であるとするのが妥当と考える。・新聞報道のとおりとすると、計画降雨に対して過大な流量を設定している可能性。などと指摘している。以上の事実を証するものである。なお、提出の「委員からの意見」と題する文書には、頁数が記入されていなかったので、控訴人代理人において、便宜、頁数を書き込んだ。このことをお断りする。				
号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	国土交通省告示	写し	平成16年	国土交通省
立 証 趣 旨				
同第124号 証	鈴木雅一氏が、東京新聞の取材に対して、「一次流出率0.5は、国交省が告示している土地利用形態ごとの流出係数(定数)と比べても大きい」。この告示の値は「経験上、感覚的に合う数字だ」と指摘したとされる(甲B第123号証の1)、その告示である。その告示は、「流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示」であり、その別表に「山地は0.3」「林地・耕地・原野は0.2」などとされている事実を証する。			

号 証	標 目	(原本・写 しの別)	作 成 年 月 日	作 成 者
	加藤英郎「脱ダムから『緑のダム』整備へ」(「緑のダム」(築地書館)所収	原本	「緑のダム」発刊日 04年12月	加藤英郎
立 証 趣 旨				
同第126号 証				
				加藤英郎氏は、長野県林務部にあって、長野県の田中知事の下で、00年(平成12年)から進められた、薄川の大仏ダム計画の検証を行う「森林(もり)と水プロジェクト」事業のとりまとめ役であった。上記の加藤氏の論考は、同プロジェクト事業では、森林の保水機能の見直しをしながら洪水の流出計算等を行ったとされるところ、その事業目的と成果についての報告書というものである。同プロジェクトにおいては、貯留関数法を用いてピーク流量を算出するについて、①実測データを使ってモデルを作成する、②土壤学的手法に基づいて飽和雨量を決める、③先行降雨があるかどうかでモデルを使い分ける、など、従来の経験だけで数値を決定する慣行を改める作業を行ったところ、これによって得られたピーク流量は、従前の手法で決められていた流量の40%減、60%程度に低減したという。以上の事実を証すると共に、この手法にならって利根川の基本高水のピーク流量の算定をお粉ならば、同ピーク流量は大幅に低減する可能性が極めて高いことを証するものである。